

【関係漁業協同組合】 丹生川漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定年月日								
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u> </u> <u>口頭 </u> <u> </u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 略 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項<u>の</u>遊漁料を同条3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、ルアー釣り、友釣り（リールの使用可）、どぼんこをいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><td>漁具・漁法</td><td>規 模</td></tr><tr><td>たも網</td><td>直径<u>40</u>センチメートルまでに限る。</td></tr></table> 2 略 第4条から第5条 略 <u>(釣り専用区)</u> <u>第6条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の間中中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。</u>	漁具・漁法	規 模	たも網	直径 <u>40</u> センチメートルまでに限る。	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 略 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項<u>お</u>遊漁料を同条3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、ルアー釣り、友釣り（リールの使用可）、どぼんこをいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><td>漁具・漁法</td><td>規 模</td></tr><tr><td>たも網</td><td>直径<u>30</u>センチメートルまでに限る。</td></tr></table> 2 略 第4条から第5条 略	漁具・漁法	規 模	たも網	直径 <u>30</u> センチメートルまでに限る。	第3条で漁具・漁法を規定していることから簡略化するため 条ズレ修正 たも網の制限を緩和し、遊漁者の増大を図るため 友釣専用区を設定し、	認可の日
漁具・漁法	規 模										
たも網	直径 <u>40</u> センチメートルまでに限る。										
漁具・漁法	規 模										
たも網	直径 <u>30</u> センチメートルまでに限る。										

